

政令第 号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令

内閣は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項及び第二十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（政令で定める外来生物）

第一条 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める外来生物は、別表第一の下欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）に属する生物とする。

（政令で定める外来生物の器官）

第二条 法第二条第一項の政令で定める器官は、別表第二の上欄に掲げる外来生物の種の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める器官とする。

（特定外来生物被害防止取締官の資格）

第三条 法第二十六条第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 通算して三年以上生物による生態系等に係る被害の防止に関する行政事務に従事した者であること。
- 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校において生物学、農学、林学、水産学、造園学その他生物による生態系等に係る被害の防止に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であつて、通算して一年以上生物による生態系等に係る被害の防止に関する行政事務に従事したものであること。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十七年六月一日）から施行する。

### （環境省組織令の一部改正）

第二条 環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第七号中「関すること」の下に「（野生生物課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第四十二条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害の防止に関すること。

別表第一（第一条関係）

科名	種名
第一 動物界 一 哺乳綱 (一) カンガルー目	
クスクス科	トリコスルス・ヴルペクラ（フクロギツネ）
(二) 霊長目	
おながざる科	マカカ・キユクロピス（タイワンザル） マカカ・フアスキクラリス（カニクイザル） マカカ・ムラタ（アカゲザル）
(三) 齧歯目	
ヌートリア科	ミュオカストル・コイプス（ヌートリア）

りす科	カルロスキウルス・エリュトラエウス（クリハラリス） スキウルス・カロリネンスイス（トウブハイイロリス）
(四) 食肉目	
あらいぐま科	プロキユオン・カンクリヴォルス（カニクイアライグマ） プロキユオン・ロトル（アライグマ）
マングース科	ヘルペステス・ヤヴァニクス（ジャワマングース）
(五) 偶蹄 <sup>てい</sup> 目	
しか科	ムンテイアクス・レエヴェスイ（キョン）
二 鳥綱 すずめ目	
ちめどり科	ガルルラクス・カノルス（ガビチヨウ） ガルルラクス・ペルスピキラトウス（カオグロガビチヨウ） ガルルラクス・サンニオ（カオジロガビチヨウ）

	レイオトリクス・ルテア (ソウシチョウ)
<p>三 爬虫綱</p> <p>(一) かめ目</p>	
<p>かみつきがめ科</p>	ケリュドラ・セルペンテイナ (カミツキガメ)
<p>(二) とかげ亜目</p>	
<p>たてがみとかげ科</p>	<p>アノリス・カロリネンシス (グリーンアノール)</p> <p>アノリス・サグレイ (ブラウンアノール)</p>
<p>(三) へび亜目</p>	
<p>なみへび科</p>	<p>ボイガ・イルレグラリス (ミナミオオガシラ)</p> <p>エラフェ・タエニウラ・フリエスイ (タイワンスジオ)</p>
<p>くさりへび科</p>	プロトボトロプス・ムクロスカマトウス (タイワンハブ)
<p>四 両生綱</p> <p>無尾目</p>	

ひきがえる科	ブフォ・マリヌス（オオヒキガエル）
<p>五 条<sup>き</sup>鰭<sup>き</sup>亜綱</p> <p>(一) なまざ目</p>	
<p>イクタルルス科</p> <p>(二) すずき目</p>	イクタルルス・プンクタトウス（チャネルキヤットフィッシュユ）
サンフィッシュ科	<p>レポミス・マクロキルス（ブルーギル）</p> <p>ミクロプテルス・ドロミエウ（コクチバス）</p> <p>ミクロプテルス・サルモイデス（オオクチバス）</p>
<p>六 くも綱</p> <p>(一) さそり目</p>	
きよくとうさそり科	きよくとうさそり科全種
(二) くも目	
じょうごぐも科	アトラクス属全種

	ハドロニユケ属全種
いとぐも科	<p>ロクソスケレス・ガウコ</p> <p>ロクソスケレス・ラエタ</p> <p>ロクソスケレス・レクルサ</p>
ひめぐも科	<p>ラトロデクトウス・ゲオメトリクス（ジュウサンボシゴケグモ）</p> <p>ラトロデクトウス・ハセルテイイ（セアカゴケグモ）</p> <p>ラトロデクトウス・マクタンズ（クロゴケグモ）</p> <p>ラトロデクトウス・トレデキムグタトウス（ハイイロゴケグモ）</p>
七 昆虫綱 はち目	
あり科	<p>リネピテマ・フミレ（アルゼンチンアリ）</p> <p>ソレノプスイス・ゲミナタ（アカカミアリ）</p> <p>ソレノプスイス・インヴェクタ（ヒアリ）</p>

別表第二（第二条関係）

種 名		器 官
備考 括弧内に記載する呼称は、和名である。		
アルテルナンテラ・フィロクセロイデス（ナガエツルノゲイトウ）	茎、根	器 官
ヒュドロコテイレ・ラヌンクロイデス（ブラジルチドメグサ）	茎、根	
ギユムノコロニス・スピラントイデス（ミズヒマワリ）	茎、根	
備考 括弧内に記載する呼称は、和名である。		
第二 植物界		
ひゆ科	アルテルナンテラ・フィロクセロイデス（ナガエツルノゲイトウ）	
せり科	ヒュドロコテイレ・ラヌンクロイデス（ブラジルチドメグサ）	
きく科	ギユムノコロニス・スピラントイデス（ミズヒマワリ）	



## 理由

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行に伴い、特定外来生物となる外来生物及びその器官並びに特定外来生物被害防止取締官の資格を定める必要があるからである。